

旭川市保育士資格取得支援事業補助要綱

I 保育士資格取得支援事業

(趣旨)

第1条 本事業は、保育従事者及び幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援することにより、保育士及び保育教諭の増加を図り、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

(事業内容)

第2条 本事業は、別表1に定める事業内容において、保育士資格を取得するために要した、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）の受講料等の補助を予算の範囲で行うものとする。なお、本事業の対象となる養成施設への入学又は受講の開始は平成29年度以降のものとし、更に別表1に規定する通知の別表①、②及び③を活用する場合は、平成29年度後期保育士試験以降の試験において、全科目免除となる場合とする。

(資格取得の対象者)

第3条 本事業により保育士資格を取得する対象者は、別表2に規定する施設（以下「対象施設」という。）において就業規則で定められている就業時間を勤務し、かつ資格取得後も1年以上対象施設に勤務する予定の者とする。ただし、保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けている場合は、本事業の対象とならない。

2 本事業は、対象施設につき対象者1名を原則とする。ただし、予算の範囲内で補助の実施が可能な場合はこの限りではない。

(補助金の対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、入学料及び受講料とし、補助金の交付対象として認められる経費は本事業の実施に必要と認められる別表3に定める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 本事業は、対象者の保育士資格取得により、本事業を実施する対象施設（以下「実施対象施設」という。）の体制整備支援を目的としていることから、対象経費は実施対象施設が負担することを原則とする。

ただし、実施対象施設と対象者との協議により、対象者が対象経費を負担することとした場合はこの限りではなく、第7条に規定する事業計画書とともに協議内容を確認できる書類を提出するものとする。

(補助金の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、次の号に定める額の合計とする。ただし、算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 入学料及び受講料（以下「養成施設受講料等」という。）

別表3に定める補助対象経費の合計額の2分の1とする。

2 本事業に係る寄付金その他の収入があった場合は、市長と実施対象施設の代表者と補助金の算定方法について協議することとする。

(受講方法)

第6条 対象者は、養成施設での受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）により保育士資格を取得することとする。なお、本事業においては、養成施設に入学した日又は養成施設からの受講許可を得たいずれかの早い日を受講開始日とする。

(事業計画の提出)

第7条 本事業を実施しようとする場合は、実施対象施設の代表者は、前条に定める受講開始日の属する年度中に事業計画書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、養成施設への入学又は受講の開始が年度当初となる場合は、別に市長が提出期限について指示する。

(1) 養成施設受講料等内訳書（様式第2号）

(2) 対象者が実施対象施設に勤務していることが確認できる書類

(3) 対象者が養成施設に在学していることが確認できる書類又は養成施設からの受講許可を確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(事業計画の承認)

第8条 市長は、前条の事業計画が提出されたときは内容を確認し、事業の可否を認定し、通知する。

(事業計画の変更等)

第9条 事業計画書を提出した者（以下「事業計画者」という。）が事業計画の取り下げ、又は内容の変更をしようとするときは、速やかに市長と協議を行い、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の協議若しくは指示、又はその両方の内容について、事業計画者に通知する。

(調査及び報告)

第10条 市長は、補助事業の適正かつ効果的な執行を期するため、事業計画者に対し、補助事業の遂行状況について報告を求め、又は調査することができる。

2 前項の場合において、市長が必要と認めたときは、助言又は指導を行うことができる。

(交付申請)

第11条 事業計画者は、補助金の交付を受けようとするときは、対象者が保育士証等の交付を受け、対象施設（以下「勤務対象施設」という。）に勤務を開始した日の属する月の末日までに、補助金交付申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、本市の予算の措置の状況等から、特に市長が認めた場合についてはこの限りではない。

- (1) 事業実績書（様式第4号）
 - (2) 補助対象経費等内訳書（様式第5号）
 - (3) 対象者が保育士証等の交付を受けた後、勤務対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類
 - (4) 養成施設の長が発行する対象経費の領収書等の写し
 - (5) 養成施設等修了証又は保育士試験合格証
 - (6) 対象者の保育士証等の写し
 - (7) 対象者の勤務が確認できる書類
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第4号に規定する領収書等は、養成施設の長が対象経費について発行した領収書又は養成施設に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類とし、クレジットカードの利用等クレジットカード会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）とする。
- 3 第1項第4号に規定する領収書等には、次の各号の事項が記載されていなければならない。
- (1) 養成施設の名称
 - (2) 支払者名
 - (3) 領収額又はクレジット契約額
 - (4) 領収額のうち入学料と受講料のそれぞれの額
 - (5) 領収日又はクレジット契約日

(補助金の交付決定等及び通知)

第12条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、金額を確定した上で当該申請者に通知するものとする。また、補助金の交付をしないことを決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付をする場合において、その目的を達成するために必要と認める条件を付することができる。
- 3 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに市長に報告しなければならない。なお、市長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、前条第1項に規定する交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を変更し、又は取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 補助金の請求は、補助事業者ができることとし、市長はその請求に基づき補助金を交付するものとする。

(勤務実績報告)

第15条 補助事業者は、対象者が保育士証等の交付を受けた後、勤務対象施設に勤務を開始し1年経過した日の属する月の末日までに、勤務実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、退職等により1年を経過する前に勤務を終了した場合は、勤務を終了した日の属する月の末日までに、市長に提出するものとする。

- (1) 勤務対象施設での勤務証明書（様式第8号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、第1項に定める期日までに報告がない場合は、補助事業者に対し、当該報告書の提出を求めることとし、市長が指示する期日までに提出がない場合については、養成施設受講料等について、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の備付け)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及びその他関係書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

II 保育士試験による資格取得支援事業

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の保育所等における、保育士資格を有していない者の保育士資格取得を支援すること及び保育士資格を取得し保育所等に勤務しようとする者を支援することにより、子

どもを安心して育てることができるような体制の整備を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 本事業は、保育士試験（以下「試験」という。）合格後、対象施設等に保育士として勤務することが決定し、対象施設等に1年以上勤務した者に対し、試験受験のための学習に要した費用の一部を予算の範囲内において補助する。なお、本事業の対象とする試験は平成29年前期保育士試験からとする。

なお、この要綱で使用する用語の意義は、別表4に定めるところとする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、により保育士資格の取得を目指す者であって、試験合格後、対象施設等で保育士として勤務することが決定し、対象施設等に1年以上勤務する者であること。ただし、雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による助成等を受けている場合は、本事業の対象とならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）は対象としない。
- 3 市長は、必要に応じ、対象者が前項に該当するか否かを北海道警察本部長等に対して確認を行うこととする。

(補助対象経費、補助率及び補助金額)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の考え方及び補助率は、別表5に定めるところとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出した補助金の額は150千円を上限とし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てることとする。

(支給申請)

第5条 対象者は、保育士証の交付を受けた後、対象施設等に勤務を開始した日（以下「勤務日」という。）の属する月の末日までに、受験対策学習費用支給申請書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添付して提出する（以下「支給申請」という。）こと。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。

- (1) 保育士証の写し
 - (2) 対象施設等に勤務を開始した旨及び日付がわかる書類
 - (3) 学習費用等内訳書（様式第10号）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する勤務日は、保育士証の交付を受けた日から1年以内とし、その期間内に対象施設等での勤務を開始していない者は、第3条第1項の本文の規定にかかわらず、補助対象としない。
 - 3 第1項の規定に基づき支給申請があった場合、市長が審査等により支給申請内容が適当と認め

た場合は、対象者に補助金交付の候補者である旨を通知する。

- 4 第1項の規定に基づき支給申請があった場合、市長が審査等により支給申請内容が不相当と認められた場合は、対象者にその旨を通知する。

(支給申請の変更等)

第6条 前条第3項の規定に基づき通知を受けた者(以下「申請者」という。)は、支給申請を取り下げ、又は内容を変更しようとする場合は、速やかに市長と協議を行い、市長の指示に従わなければならない。

- 2 市長は、前項の協議若しくは指示、又はその両方の内容について、申請者に通知することとする。

(現況報告等)

第7条 市長は、補助事業の適正な執行を図るために必要と認めるときは、申請者に対し、現況に関しての報告を求め、又は調査することができる。

- 2 前項の場合において、市長が必要と認めるときは、助言又は指導を行うことができる。

(交付申請等)

第8条 申請者は、対象施設等での勤務歴が1年以上となった場合に速やかに補助金交付申請書(様式第11号)に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する勤務歴とは、保育士証の交付日から起算して2年間の期間において、対象施設等に勤務した期間の合算とし、この期間に1年以上の勤務歴を満たさない場合は、交付申請できないこととする。

- 3 第1項に定める関係書類については、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費等内訳書(様式第12号)
- (2) 対象施設等による勤務証明書(様式第13号)
- (3) 講座実施事業者が発行する補助対象経費の領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 4 前項第3号に規定する、領収書等は講座実施事業者が対象となる経費について発行した領収書又は講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類とし、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書(クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。)とする。

- 5 第3項第3号に規定する領収書等には、次の各号の事項が記載されていなければならない。

- (1) 講座実施事業者の名称
- (2) 支払者名
- (3) 領収額(又はクレジット契約額)
- (4) 領収額の内訳(入学料と受講料のそれぞれの額)
- (5) 領収日(又はクレジット契約日)

(交付決定通知)

第9条 市長は、前条の規定に基づき交付申請があった場合には、当該申請書の審査等により補助金交付の可否を決定し、交付する金額を確定した上でその結果を申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付をする場合において、その目的を達成するために必要と認める条件を付すことができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、前条第1項の規定により、交付が適当であるとの通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を変更し、又は取り消すことができる。

(1) この要綱の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助金の請求は、交付決定者ができることとし、市長はその請求に基づき補助金を交付するものとする。

(関係書類の保存期間)

第12条 交付決定者は、当該事業に関し、費用の収支その他補助事業に関する書類及び帳簿を備え、これを整理し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保管しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年2月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(旧要綱の廃止)

2 「旭川市保育士試験による資格取得支援補助金交付要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年1月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。